

災害等による確定拠出年金の掛金納付特例の創設について

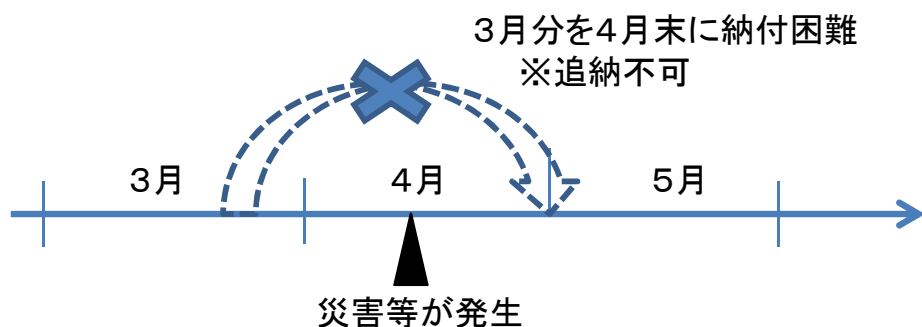
<概要>

確定拠出年金(以下「DC」という。)について災害等による掛金納付特例を省令で措置し、平成28年熊本地震にて被災された企業型DC実施事業所の事業主等に適用する。(東日本大震災時は通知で個別に対応したが、今般の熊本地震を契機として、災害等における一般ルールとして制度化する。)

<現行>

(現行の規定)

- 毎月の掛金を翌月末日までに納付。



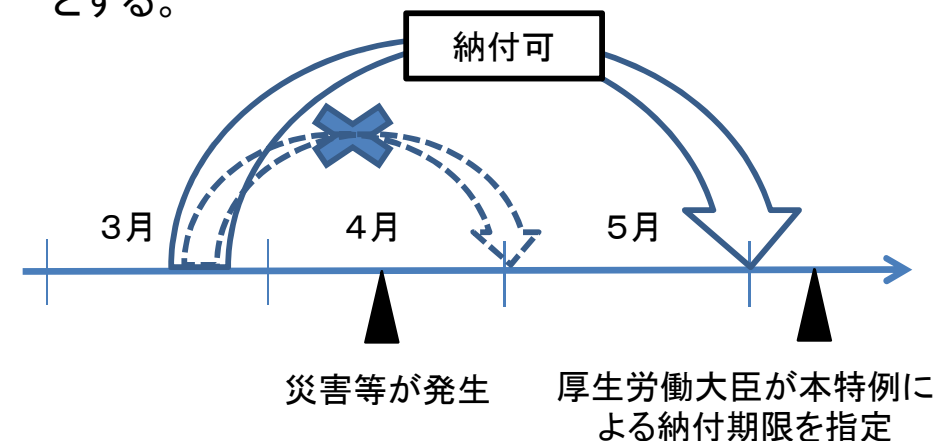
(課題)

- 3月分掛金を4月に納付できない事態が発生。
- 現行では納付期限後に追納することができない。

<改正後>

(省令による措置内容)

- 災害等により翌月末日までの納付が困難な掛金については、厚生労働大臣が定める日までに納付可能とする。



- ※ 5月上中旬施行予定(4月納付分に遡り適用)
- ※ 併せて適用地域等を指定

(告示による措置内容)

- 平成28年熊本地震にて被災された企業型DC実施事業所の事業主等に対して本特例を適用。
- 本特例による納付期限は、災害の復旧状況等を踏まえ告示で別途定める。